

国際的に脅威となる感染症対策の 強化に関する基本計画

～絶え間ない感染症の脅威に挑戦する日本のアクション～

平成 28 年 2 月 9 日

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議

目次

<u>I. はじめに</u>	2
<u>II. 基本的な考え方について</u>	6
○ 基本的計画の策定の目的	
○ 基本計画の概要	
○ 我が国が目指すべき姿	
<u>III. 重点プロジェクト（施策群）について</u>	9
1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト	
2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト	
3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト	
4. 感染症研究体制推進プロジェクト	
5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト	
<u>IV. 各分野別施策について</u>	20
1. 國際協力の推進	
2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備	
3. 國際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実	
4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策強化	
<u>V. 本基本計画に基づく施策の推進について</u>	26

(附表) 工程表

I. はじめに

先般のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大については、当事国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな衝撃と不安を与えたが、これと同様の国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。

アラビア半島諸国を中心に発生が確認された中東呼吸器症候群(MERS)については、昨年5月、韓国で感染拡大が見られ、先進国において感染が拡大したことから、我が国としても自国の問題として、国内体制の更なる強化を図る必要性を再認識させるものとなった。

今回の西アフリカでの事案等を通じて得られた様々な教訓や、国際社会の動向も踏まえ、国際的に脅威となる感染症対策について、関係行政機関の緊密な連携の下、その効果的かつ総合的な推進を図るため、昨年9月11日、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」（平成27年9月11日閣議口頭了解）（以下「閣僚会議」という。）を新たに設置し、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を閣僚会議にて決定した。また、同日、「平和と健康のための基本方針」を健康・医療戦略推進本部において決定した。

その後、閣僚会議の下に設けられた「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム」（平成27年9月11日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）（以下「推進チーム」という。）を昨年10月22日に開催し、基本方針において、「今後、本基本方針に基づき、工程表を含む基本計画を本閣僚会議において策定する」とされている中で、基本計画の策定に向けた検討を開始した。

また、関係省庁間で横断的な重要事項に関し、実務的な検討を進めるため、推進チームの下に、「国際的に脅威となる感染症対策推進チームサブチーム」（平成27年10月22日 国際的に脅威となる感染症対策推進チーム決定）を設置した。本サブチームは、国際協力推進、国内検査・研究体制推進及び人材育成・活用の各分野ごとに開催し、多くの有識者、民間企業、NGO・NPO等の専門的かつ幅広い見地からの助言も得つつ、検討を進めてきた。

さらに、薬剤耐性(AMR)¹微生物の世界的な拡大について、昨年5月の世界保健機関(WHO)総会において、薬剤耐性(AMR)の世界行動計画（グローバルアクションプラン）が採択され、同年6月7・8日に開催されたG7エルマウ・サミットにおいて取り上げられる²とともに、同年10月のG7ベルリン保健大臣会合においても薬剤耐性(AMR)対策の一層の強化が求められている。このため、国際的に拡大する薬剤耐性(AMR)感染症への取組を関係省庁が一体となって進めるため、推進チ

¹ 薬剤耐性：Antimicrobial resistance(AMR)

² 首脳宣言においては、「薬剤耐性と闘う共同の努力」に関する附属書も盛り込まれている。

ームの下に、「薬剤耐性に関する検討調整会議」（平成 27 年 12 月 24 日 国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定）³を設置し、我が国における薬剤耐性（AMR）対策を推進するためのアクションプランの策定及び取組の促進を図るための検討を開始した。

また、中南米地域で感染拡大が続いているジカウイルス感染症に関して、本年 2 月 1 日、WHO が小頭症等の多発について「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC⁴）」を宣言したことを受け、政府として関係省庁間の緊密な連携を確保しつつ、その対策を総合的に推進するため、推進チームの下に、「ジカ熱に関する関係省庁対策会議」（平成 28 年 2 月 2 日 国際的に脅威となる感染症対策推進チーム長決定。以下「関係省庁対策会議」という。）を設置した。

他方、国際的に脅威となる感染症に国際社会が対応する方策等については、様々な国際的な議論が進められている。昨年 6 月に開催された G7 エルマウ・サミットにおいて、「将来起き得る感染症との闘いのため協調」することが、首脳宣言で盛り込まれた。その後、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット」（2015 年 9 月 25～27 日）、「第 70 回国連総会サイドイベント『UHC への道筋』」（同月 28 日）、G7 ベルリン保健大臣会合（同年 10 月 8・9 日）、第 70 回世界銀行・IMF 年次総会（同月 9 日）、第 3 回 WHO 財政対話（同年 11 月 5・6 日）等が行われた。同年 12 月 16 日には、我が国は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）⁵に関する国際会議「新たな開発目標におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」⁶を開催した。

また、同月 12 日、「ランセット誌」に、安倍総理の「世界が平和でより健康であるために」と題する寄稿⁷により、我が国が議長国を務める本年 5 月の伊勢志摩サミット等を通して、国際保健に継続的に貢献していく決意を示した。

さらに、エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大において、現地対策を行う国、国際機関、NGO 間の連携が十分に取れなかつたことを背景に、今後の感染症危機への対応のために必要とされる各組織の有機的な連携の在り方、いわゆるグローバル・ヘルス・ガバナンス（GHG）についての国際的な議論も様々な場⁸で行

³ 薬剤耐性に関する検討調整会議 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/)

⁴ Public Health Emergency of International Concern

⁵ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage (UHC)）：全ての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに経済的な不安なく受けられる状態

⁶ 「新たな開発目標におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」は、（公益財団法人）日本国際交流センター、外務省、財務省、厚生労働省、独立行政法人国際協力機構（JICA）が共催し、平成 27 年 12 月 16 日、東京都内で開催された。各国の政府関係者、国際機関の代表、民間の専門家等、約 300 名の参加を得て議論がなされた。

⁷ ランセット誌への安倍総理大臣寄稿「世界が平和でより健康であるために」（厚生労働省 HP）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106535.html>)

⁸ 2015 年 11 月 22 日、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院及びハーバード大学グローバルヘルス研究所の「エボラ出血熱への国際的対応に関する独立パネル」、2016 年 1 月 13 日、米国医学アカデミー（National Academy of Medicine）がそれぞれ報告書を公表した。

われており、健康危機への国際的対応に関する国連ハイレベルパネル(High-level Panel on the Global Response to Health Crises of the UN)の報告書が近く公表される予定である。

国連が2000年に採択した「ミレニアム開発目標」(MDGs)⁹の一つである「HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止」については、大幅な改善¹⁰が見られ、昨年9月に国連開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)¹¹においては、「2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases(NTDs))¹²といった伝染病を制圧するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処すること」が目標とされた。

なお、「ミレニアム開発目標」(MDGs)の一つである「乳幼児死亡率を3分の1に削減する」ことは達成に至らず、SDGsにおいては、新たな目標として、「2030年までには乳幼児の予防可能な死亡を根絶すること」が掲げられている。¹³

また、昨年12月、大村智北里大学特別栄誉教授が顧みられない熱帯病であるオンコセルカ症(河川盲目症)及びリンパ系フィラリア症(象皮症)の治療薬の原料となる物質の発見等に関しノーベル賞を受賞されたことは、我が国として誇るべきことであるとともに、医薬品等の我が国の強みを活かすことのできる分野において、引き続き、持続的な貢献を行うべきであることを再認識させた。

以上のような国際的な動向等も踏まえつつ、今般、国際的な脅威となる感染症対策について、本年G7議長国として、国際的な議論を主導するとともに、国際協力・

⁹ ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals(MDGs))：2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとして、2001年に策定されたもの。2015年までに達成すべき8つの目標として、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の撲滅、⑤妊娠婦の健康の改善、⑥HIV/エイズ・マラリア・その他の疾病的蔓延の防止、⑦環境の持続可能性確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進を具体的な数値目標とともに掲げている。

¹⁰ HIV/エイズの感染症は2000年から2013年までに世界で約40%減少し、マラリアは2000年から2015年までに世界で約620万人以上の命が救われたと推定されている。

¹¹ MDGsの後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を策定。昨年9月の国連総会で合意された。

¹² 顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases(NTD))：WHOはデング熱、リシューマニア症、シャガス病、住血吸虫症等17の疾患群を挙げている。(http://www.who.int/neglected_diseases/diseases/en/)
国際的には、1997年のG8デンバーサミットでの橋本イニシアティブを契機として世界的に認知され、昨年のG7エルマウ・サミットにおいてもNTDs対策の重要性が確認された。

¹³ 「ミレニアム開発目標」(MDGs)の一つである「乳幼児死亡率の削減」について、世界における5歳未満の幼児死亡率(1,000人あたり)は、1990年時点の90名から2015年には43人へと、半分以下に減少したが、目標である「乳幼児死亡率を3分の1に削減する」ことの達成には至っていない。

国内対策の更なる強化を図るため、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を取りまとめ、関係行政機関等の緊密な連携の下、その総合的かつ効果的な推進を強力に図るものとする。

II. 基本的な考え方について

(基本計画の策定の目的)

基本方針においては、西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の教訓等を受け、先進諸国等の対応や国際機関の動向も踏まえ、今後の対策の基本的な方向性として、

- (1) 国際的に脅威となる感染症に係る国際的な対応と国内対策の一体的推進
- (2) 国際的に脅威となる感染症の発生国・地域に対する我が国の貢献及び役割の強化
- (3) 国際的に脅威となる感染症に対する国内の対応能力の向上による危機管理体制の強化

を掲げた。これらの基本的方向性に基づき、我が国として重点的に強化すべき事項として、

- ① 国際協力及び海外情報収集等の強化
- ② 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備
- ③ 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実方策
- ④ 国内における感染防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

を示した。これらの重点的に強化すべき事項について、今後、関係行政機関等の緊密な連携の下、具体的かつ着実な取組を進めていく必要がある。

(基本計画の概要)

基本計画については、国際的に脅威となる感染症対策の強化について、基本方針に基づき、今後 5 年程度を計画期間（平成 32 年度まで）とし、我が国が目指すべき姿を提示した上で、5 つの重点プロジェクト（施策群）及び 67 の各分野別施策を掲げ、これらに基づく取組を進めることにより、国際社会で我が国としての責任・役割を着実に果たしていくとともに、国民の安心・安全の確保に万全を期していく。

(我が国が目指すべき姿)

国際的に脅威となる感染症対策について、西アフリカのエボラ出血熱の感染拡大の際の反省に立ちつつ、国際社会において我が国が主導的な役割を発揮していくとともに、我が国が様々な場で主張してきた「人間の安全保障」¹⁴の考え方方に立って、

¹⁴ 人間の安全保障：グローバル化等により国境を越え、貧困、感染症等といった問題が生じ、人々の生命・生活に深刻な影響を及ぼしていることを背景として、人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方。国際社会において、人間の安全保障という概念を初めて公に取り上げたのは、国連開発計画（UNDP）の 1994 年版の人間開発報告であり、2000 年の国連ミレニアム総会で森総理（当時）は、日本が人間の安全保障を外交の柱に据えることの宣言等を行った。その後、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）、日本・太平洋諸島フォーラム（PIF）、TICAD 等、様々な場において、歴代の総理が人間の安全保障を提唱している。最近では、安倍総理が「持続可能

国際機関、関係諸国等と連携しつつ我が国が目指すべき姿として、以下の4点を掲げ、その実現に向けて、基本計画に掲げる施策の推進を図る。

(a) 感染症危機時に様々な国際機関が連携し、迅速・効果的に対処できる仕組みが構築された国際社会

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の教訓等も踏まえ、感染症危機時において、その発生国における感染の検知・早期封じ込め又は感染の拡大の防止を図るため、当該国、ドナー国、世界保健機関（WHO）、国連機関等様々な国際機関がNGOとも協調しつつ、有機的に連携し、迅速かつ効果的に対処できる仕組みが構築された国際社会の形成を目指す。

(b) 開発途上国の保健システムが感染症危機に対応できるように強化・整備された国際社会

感染症に適切に対応するための平時からの事前の取組（Preparedness）の向上を図るため、基礎的な保健医療サービスの体制等が脆弱な開発途上国に対し、拡大傾向にある薬剤耐性（AMR）感染症への対応を含め、その保健システムの強化に資する積極的かつ具体的な貢献を進める。

(c) 我が国の主導的な取組により感染症危機に適切に対応できるアジア太平洋地域・アフリカ地域

上記(a)の感染症危機時の対処の仕組みの構築や(b)の保健システムの強化・整備について、特に、アジア太平洋地域において我が国が主導的な取組を推進するとともに、TICAD VI¹⁵等を通じ、アフリカ地域において積極的な貢献を果たす。

(d) 感染症対策に係る体制が確立された我が国社会

感染症対策について、我が国が国際社会において、その役割を十分に果たすことができるようとする観点及び韓国におけるMERSの経済影響¹⁶も踏まえ、感染症対

な開発のための「2030 アジェンダを採択する国連サミット」、「第70回国連総会サイドイベント『UHCへの道筋』」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関する国際会議」等において言及している。

¹⁵ TICAD（Tokyo International Conference on African Development）：アフリカの開発をテーマとする国際会議であり、1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催しており、第6回目となるTICAD VIは、本年、初めてアフリカで開催予定。

¹⁶ エボラ出血熱・MERSの発生拡大による経済損失

○西アフリカでのエボラ出血熱の発生・拡大による経済損失

単位：10億米ドル	2014年	2015年	
		（低い予測）	（高い予測）
経済損失（※1）	0.359 (GDP比2.4%)（※2）	0.129	0.815

○韓国でのMERSの発生・拡大による経済損失

	2015年7月末時点
経済損失予測（※3）	9兆3,377億ウォン（※4）(GDP比0.61%)（※2）

策は日本の成長戦略の実現の上でも重要な前提となるという認識の下に、保健医療のサービス体制、感染症に係る検査・研究体制、感染症対応のための人的基盤等国内の体制を確立する。

-
- (※1) The Economic Impact of the 2014 Ebola Epidemic: Short and Medium Term Estimates for Guinea, Liberia, and Sierra Leone. WORLD BANK, October 7, 2014
 - (※2) World Economic Outlook Database, IMF, April, 2015 から算出
 - (※3) 韓国経済研究院「MERS事態の経済的損失推定レポート」(2015年6月)
 - (※4) 約9,954億円(2015年7月30日換算)
○仮に、日本で韓国と同様の感染症が拡大する事態が発生し、同程度の経済損失が生じた場合には、上記韓国の経済損失をベースに粗い推計を行うと、約3兆円(≒日本のGDP 約489.6兆円(※5) × 0.61%)の経済的損失となる。
 - (※5) 内閣府「国民経済計算」における平成26年度名目GDP

III. 重点プロジェクト（施策群）について

国際的に脅威となる感染症対策の強化について、特に関係行政機関等が連携協力し、戦略的に進めていくべき施策群として、以下の5つを重点プロジェクトとして位置づけ、関係施策を一体的かつ強力に推進する。

1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト

(1) グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献

- 先般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際の国際機関等の対応を踏まえ、本年G7議長国として、国連ハイレベルパネルの報告書等も踏まえ、感染症対策のためのグローバル・ヘルス・ガバナンスの在り方、特に、今後の感染症危機対応に係る国際機関の役割分担や対処の仕組みに関する基本的な考え方について、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導するとともに、また、公衆衛生危機への対応と準備に関するWHO内の指揮系統能力の強化等を行うWHO改革を支援する。
- その際には、感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じた国際機関の役割分担、人材・物資・資金を迅速・効果的に支援が必要な現場に届けるための国際機関、ドナー・開発途上国、NGO等のコーディネートの仕組み、説明責任の確保方策、研究開発（R&D）の促進体制、保健システムの強化に向けた開発途上国の支援方策等について方針を取りまとめるべく検討・調整を進める。
- また、こうした基本的な考え方に基づき、国際的な対応が十全に機能する具体的な体制が整備されるよう、G7後も引き続き、積極的な貢献を果たしていく。
【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

(2) WHOの緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献

- 感染症危機時のファイナンスマカニズムとして機能するWHOの「緊急対応基金」（CFE）¹⁷と世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティ」（PEF）¹⁸については、

¹⁷ 緊急対応基金（Contingency Fund for Emergency (CFE)）：西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際に直面した、資金調達の遅れと財源の柔軟な使途の調整の制約を反省として、感染症のアウトブレイクや緊急事態へのWHOによる初期対応を迅速に行うため、2015年1月のWHO執行理事会において創設が決定されたもの（基金規模は100百万米ドル）。我が国としては、平成27年度補正予算において、同基金に対する拠出金として、12億円を計上。また、現時点において、同基金に対する拠出を表明しているのは、英国（10百万米ドル）、中国（2百万米ドル）、フランス（1.3百万ユーロ）、ドイツ（1百万ユーロ）、インド（1百万米ドル）。

¹⁸ パンデミック緊急ファシリティ（Pandemic Emergency Financing Facility (PEF)）：エボラ出血熱からの教訓を踏まえ、世界銀行が検討している、民間の保険スキーム等を活用した、パンデミック対応のための新たな資金メカニズム。CFEを活用したWHOによる初期対応にもかかわらず感染症が拡大した際、一定の要

CFEに対する支援を通じ、WHOの緊急対応強化の取組に積極的に貢献するとともに、PEFの立ち上げに際しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。また、その際に、それぞれが重複なく相互補完的に機能することが重要であることから、WHOと世界銀行間の調整が円滑に進むよう、関係省庁が連携し様々な機会を捉えて、我が国の考え方を示し、これらの実現に向けて両機関における検討に日本として寄与する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットホーム（仮称）の設置

- 高度な医療技術を有する日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となって、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策により一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、「開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットホーム（仮称）」（以下「官民連携プラットホーム」という。）を設置する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】
- 官民連携プラットホームは、関係省庁、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）¹⁹、国内医薬品・医療機器関連団体等を構成員とし、必要に応じ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）²⁰、Gaviワクチンアライアンス²¹等の参加を求め、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供可能性やその効果的かつ継続的な提供方法、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等

- 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、国際薬事規制調和戦略に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議（ICH）で医薬品の規制調和のためのガイドラインを共同で策定し、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】

件を満たした場合に支出するための仕組みであり、2015年6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言でも、PEFを構築する世銀のイニシアティブを支持する旨言及。PEFの資金は、感染症流行国に加え、WHOを含む国際機関、非政府組織等に配分される仕組みとなる予定。

¹⁹ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構：Japan Agency for Medical Research and Development (AMED)

²⁰ グローバルヘルス技術振興基金：Global Health Innovative Technology Fund (GHIT Fund)

²¹ Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance(Gavi)）：開発途上国の予防接種率を向上させることにより子供たちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー（援助国）および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

- 感染症に係る革新的医薬品の開発・承認において、先駆け審査指定制度の活用や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の優先対面助言の対象とすること等により迅速な開発を図るとともに、供給に際しては、供給先国との協定の締結等により、緊急時を含め、当該医薬品の円滑な供給体制を整備する。【厚生労働省】
- 感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民連携プラットホームの下に設置する「開発促進チーム」（関係省庁、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、当該医薬品メーカー等）において、臨床研究の支援策・供給体制等について、迅速に検討の上、その実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】
- 各種感染症対策に係る我が国が有する診断から治療・予防までの一連の製品・技術等について、官民連携プラットホームでの検討・調整を行いつつ、パッケージ化²²し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】
- 本年4月に設置されるPMDAの「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」において、アジア規制当局のニーズ等に応じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】

(5) 国際機関との協力強化による開発途上国の感染症対策の充実

以下の国際機関との協力の強化を図ることにより、開発途上国における感染症対策の充実を図る。

(5)-1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援

- 2000年の九州・沖縄サミットで日本が提唱し、2002年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」について、2012年から2016年までの5か年計画で開発途上国における三大感染症から1,000万人を救うことが目標とされている中で、我が国として、第4次増資期間（2014年～2016年）も引き続き支援²³を推進し、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの

²² 例えば、各製薬会社等がそれぞれ開発している診断法、耐性の検査法、治療薬等を効果的な組み合わせとして、パッケージ化する取組を推進する。

²³ 2013年12月の第4次増資会合で、我が国としては、2014年以降当面8億ドルの拠出をプレッジ。我が国は、これまで平成25年度補正予算で237億円、平成26年度補正予算で185億円を拠出しており、平成27年度補正予算において、197億円を計上。

実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省】

- また、次期増資期間（2017年～2019年）については本年第5次増資会合が開催される予定であるところ、昨年12月の第5次増資準備会合における議論等を踏まえ、我が国として適切な支援を行う。【外務省】

(5)-2 Gavi ワクチンアライアンスによる予防接種活動等への支援

- 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである「Gavi ワクチンアライアンス」について、その活動により平成32年までに1,200万人以上が救われることを目指すとの目標（平成26年実績710万人）に向け、5価ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib)）、黄熱病、麻疹等のワクチン及び新型ワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス）の普及支援や予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化等を行うため、我が国として支援²⁴を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。【外務省】

(5)-3 グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）等を通じた新薬開発等の促進

- 平成24年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立されたグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進するため、我が国として支援²⁵を推進し、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援を行う。【外務省、厚生労働省】
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）²⁶・アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づいた治療薬・診断薬・ワクチンの開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省】

²⁴ 我が国は、これまで平成25年度当初予算で7.4億円、平成26年度当初予算で8.4億円、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算で17億円を拠出しており、平成27年度補正予算において、20億円を計上。

²⁵ 我が国においては、これまでにGHITと連携した国連開発計画(UNDP)の活動において、平成24年度補正予算で14億円、平成25年度補正予算で56億円を拠出しており、平成27年度補正予算において、14億円を計上。

²⁶ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）については、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して実施している。

【厚生労働省】

(5)-4 クラウドファンディング²⁷の活用等による国民的支援の推進

- 感染症に係る国際機関の取組に対して国内のNGO等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債²⁸等による支援について、官民連携プラットホームの場も活用し、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

(5)-5 薬剤耐性(AMR)グローバル・アクション・プラン達成に向けたAMR対策支援の推進

- 昨年5月にWHO総会で採択された「薬剤耐性(AMR)グローバル・アクション・プラン」では、その加盟国が2年以内に国家行動計画を策定し、その履行状況を報告するよう求めている。本年3月に策定する「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づき、WHO及びOIE²⁹がAMRに対する国際的な取組を促進するためのコミットメントの強化を支援するとともに、特にアジアに関して、薬剤耐性に係るサーベイランス、感染予防・管理等に関する国際協力を積極的に推進する。

【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト

(1) 「国際感染症等対応人材登録システム」³⁰の創設等

- 国際的に脅威となる感染症に対する我が国的人的支援を強化するため、感染症が発生・拡大している国へ派遣される国際緊急援助隊・感染症対策チーム(JDR: Japan Disaster Relief Team・Infectious Diseases Response Team)の隊員候補となる人材の登録を推進するとともに、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策人材・技術人材)を育成・確保するため、内閣官房・外務省・文部科学省等の関係省庁の協力も得つつ、厚生労働省等においてその育成強化・情報集約の方策を早急に検討し、早期に取組を開始する。

²⁷ Crowd Funding: 不特定多数の人々からインターネット等を経由して資金調達を図ること

²⁸ ワクチン債(ワクチンボンド): 英国政府の提唱により、予防接種のための資金を円滑に調達しGaviワクチンアライアンスを支援するため、2006年に設立された多国間開発機構であるIFFIm(International Finance Facility for Immunisation(予防接種のための国際金融ファシリティ))が発行する債券。本債券の発行によって得られた資金は、Gaviワクチンアライアンスを通じて、開発途上国で予防接種の普及や医療システムの強化等のために使用。その設立以来、国際資本市場で38.5億米ドル相当の資金を調達。IFFImの寄付国は、英国・フランス・イタリア・スペイン・オランダ・スウェーデン・ノルウェー・南アフリカ・オーストラリアの9カ国。なお、2008年には日本の証券会社が発行し、2013年3月に発行されたまでの販売合計額は1,250億円。

²⁹ 國際獣疫事務局(World Organisation for Animal Health(略称: OIE)): 1924年に28カ国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関。2015年5月現在180の国と地域が加盟し、我が国は1930年1月28日に加盟した。

³⁰ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの登録の仕組みと厚生労働省等における感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の育成強化・情報集約の方策の総称。登録・メンテナンス等はそれぞれの仕組み等で行う。

その上で、それぞれの仕組み等について、「国際感染症等対応人材登録システム」として、関係者に登録を勧奨するとともに、情報共有を図りつつ、平成32年度には、500名³¹の登録者数を目指す。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】

(2) 国際感染症等対応人材の育成

- 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において育成強化・情報集約される人材の育成のため、臨床、疫学、検査・診断、ロジティクス、マネジメント及び国際保健政策等の分野ごとに求められる適性を明確にしつつ、横断的な視点も含め、関係機関(国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)、国立感染症研究所、JICA等)が連携した効果的な人材育成プログラムを整備し、研修を計画的に実施するとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】
- その研修の一環として、厚生労働省の「感染症危機管理専門家養成プログラム」³²及び国立感染症研究所の「実地疫学専門家養成コース(FETP-J)」³³による海外派遣機関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が研究管理を行う「感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)」³⁴のアジア・アフリカ諸国の研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修を行う。【文部科学省、厚生労働省】
- 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会において課題検討を行うとともに、派遣要員登録者に対し、国際緊急援助一般に関する導入研修及び専門分野に応じた機能別研修を順次実施する。【外務省】

³¹ 500名の内訳は、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への登録者数200名、国際機関等へ派遣できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材政策人材の育成・集約者数300名（それぞれの人数は一部重複があり得る）。なお、現在、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への登録希望者数は138名（平成27年12月22日時点）。WHOの邦人職員数は43名（平成26年12月31日時点）、その他国際機関（全米保健機構（PAHO）、国連エイズ合同計画（UNAIDS）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、世界銀行（WB））において国際保健に関わる邦人職員数は60名程度、感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）第三期（平成27年度～平成31年度）の海外研究拠点における邦人職員数は41名。

³² 厚生労働省が平成27年度に開設した感染症危機管理におけるスペシャリストを育成するためのプログラム

³³ 実地疫学専門家養成コース：国立感染症研究所において、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアとなる実地疫学者を養成し、その全国ネットワークを確立することを目的として、平成11年に設置されたもの。感染症対策業務に当たる医師・獣医師等や国・都道府県等の感染症対策等地域保健業務に従事する者等を対象に、2年間の実務研修を行うものであり、現在第17期研修員が受講中であり、その修了生は計64名。

³⁴ アジア・アフリカに整備した海外研究拠点（中国、ベトナム、インドネシア、ザンビア、ミャンマー、フィリピン、タイ、インド、ガーナの9か国9拠点）を活用し、各地で蔓延する感染症の病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を推進し、感染制御に向けた予防や診断治療に資する新しい技術の開発、高度専門人材の育成を目的としたプログラム

- 感染症対応の専門的知見を有する自衛隊の医官等の増員及び能力の向上を図るため、研修の拡充や研修修了後の継続的な技能維持方策を検討する。【防衛省】

(3) 国際感染症等対応人材の派遣

- 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」派遣要員については、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」の派遣の枠組みにより、感染症の発生・拡大時には速やかに派遣できるよう準備を進める。また、厚生労働省等において育成強化・情報集約の仕組みを早急に検討の上、その実施を図り、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）の派遣を促進する。【外務省、厚生労働省】
- 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修及び機能別研修のほか、感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材を導入し、その保管、維持・管理、見直しを継続的に行うほか、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用することにより感染症に関する情報共有・意見交換を行いつつ、同チームの活動の安全、適切な活動内容の確保を図る。【外務省】
- 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、本格的なチーム派遣の体制整備の完了の目標時期としている平成28年度第2四半期までに、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間での契約の締結を目指す。【外務省】
- 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難な場合で、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】

(4) 国際感染症等対応人材のキャリアパス支援

- 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人

材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省】

3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト

(1) BSL4 施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体

等の検査体制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進

- 国立感染症研究所において、エボラ出血熱等の一類感染症に係る確定検査を行うことを基本として、その検査機能の強化及び予防・治療等に係る業務の推進を図る。【厚生労働省】
- 国内においてエボラ出血熱等の一類感染症等が発生した場合に備え、地方衛生研究所・検疫所において検体検査を迅速に行う体制を整備し、一類感染症等に係る全国的な検査体制の強化を図る。検査体制の強化に当たっては、標準作業手順書の作成・周知とそれを基にした研修を行い、また、地域ブロックごとにネットワークを構築しつつ、段階的に公的検査機関の体制強化を図る。【厚生労働省】

(2) 海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化

- 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国 CDC³⁵や他国公衆衛生機関、在外公館、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、判断・処理プログラム等を活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】
- 海外において発生した感染症について、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化するため、在外公館の医務官³⁶の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を国立感染症研究所等において開始する。【外務省、厚生労働省】
- 在外邦人に対する感染症危険情報の発出、健康安全講話³⁷の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、外務省、厚生労働省及び国立感染症研究所の連携体制を整備する。また、健康安全講話については、必要に応じて感染症の流行国・地域に専門医を派遣して実施する。【外務省、厚生労働省】

(3) 感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実

³⁵ Centers for Disease Control and Prevention : アメリカ疾病管理予防センター

³⁶ 主として医務に関する事務に従事する職員であり、在外公館の職員・家族の健康管理を行うとともに、現地の医療事情を調査して在外邦人に随時情報を提供している。(平成 28 年 1 月現在において 95 の在外公館に計 97 名を配置。)

³⁷ 感染症への不安を抱えながら生活している在外邦人に対し、医学的見地からの正確な知識や予防策等について情報提供を行う。

- エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、それぞれ有識者を選定し、今後、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に専門的な相談が迅速かつ円滑に行える体制を整備するとともに、これにより政府におけるリスクコミュニケーションの充実を図る。³⁸【内閣官房、外務省、厚生労働省】

4. 感染症研究体制推進プロジェクト

(1) 感染症研究拠点の形成

- 国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設を中心とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】
- このため、本年度内に、関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される協議会を内閣官房に設けて、上記のBSL4施設を中心とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等について以下の点を含め検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】
 - ① BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する病原体や疫学等の基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等、そのためのネットワークや連携・協力の在り方）
 - ② BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方
- 国立感染症研究所において、BSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能を強化するとともに、病原体等に係る管理体制、施設整備・維持管理等に関する研修を実施し、BSL4施設の運営管理等に必要な人材を育成する。【厚生労働省】

(2) 危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進

- 「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発をはじめ、感染症関係の研究開発を、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による基礎から実

³⁸ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」については、同法において、基本的対処方針の策定等に当たり感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くこととされており、「新型インフルエンザ等対策有識者会議」が設置されている。

用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、国際共同研究等を推進し、大学等研究機関の人材育成を図る。

【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】

5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト

(1) 薬剤耐性 (AMR)³⁹ 対策の推進

- 薬剤耐性 (AMR) に関する対策の総合的な推進を図るため、推進チームの下に、昨年 12 月、「薬剤耐性に関する検討調整会議」を設置・開催した。同会議において、ワンヘルス⁴⁰の視点に基づき、医療、畜水産、食品安全等の分野にわたる横断的な取組の検討を進め、本年 3 月までに、我が国としての「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性 (AMR) 対策の強化を図る。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】
- 国立感染症研究所において、薬剤耐性菌等による院内感染症に関するサーベイランス (JANIS)⁴¹ や病原体解析の体制強化を行うとともに、国立研究開発法人国立国際医療研究センター (NCGM) 等と連携して、我が国の薬剤耐性菌対策に係る感染症制御機能を包括的に担える体制を構築する。【厚生労働省】

(2) 国内関係機関の体制等の強化

(2)-1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化

- 検疫所において、諸外国における感染症の発生や訪日外国人旅行者の増加に対応するため、人的体制を整備するとともに、感染症の疑いのある者の待機室（陰圧室）、空調等の設備、発熱者を発見するためのサーモグラフィー等の機器の整備を計画的に進めることにより、必要な検疫機能の強化を図る。また、地方自治体・保健所・地方衛生研究所においても、人材育成等を通じて機能の強化を図る。

【厚生労働省】

(2)-2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化

- 国内における感染症発生時に適切な対応を行うため、一類及び二類に対する感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県⁴²の解消を図る。【厚生労働省】

³⁹ 薬剤耐性 : Antimicrobial resistance (AMR)

⁴⁰ One Health : 一つの政策方針の下に、ヒトや動物の衛生、環境の分野を一体的に推進する概念

⁴¹ 院内感染対策サーベイランス (Japan Nosocomial Infections Surveillance (JANIS)) : 医療機関における院内感染の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況を調査し、我が国の院内感染の概況を把握し医療現場への院内感染対策に有用な情報の還元等を行うことを目的としたシステム。

⁴² 都道府県で 47 箇所整備されており、未整備県は秋田県、宮城県、石川県、香川県、愛媛県、鹿児島県（平

- 特定感染症指定医療機関について、エボラ出血熱の患者に対する海外での医療機関の対応も踏まえ、エボラ出血熱等の重症患者に対する集中治療が行えるよう設備の充実を計画的に進め、その機能の強化を図る。【厚生労働省】
- 特定感染症指定医療機関の一つである国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）について、抗微生物薬の適正使用等医療分野における薬剤耐性（AMR）対策の推進のために必要な体制を整備するとともに、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service (IRS)）⁴³について、継続的に対応できる体制を整備する。【厚生労働省】

(2)-3 自衛隊における感染症対応能力向上のための態勢の整備

- 自己完結的な治療の実施及び専門的人材の臨床教育の場として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早期に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指すとともに、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において感染症事案に対応するための態勢の充実を図る。【防衛省】

成 28 年 1 月現在)

⁴³ 臨床感染症対応派遣サービス（Infectious disease Response Service (IRS)）：エボラ出血熱・中東呼吸器症候群（MERS）の流行時において、医療機関や自治体の要請に基づき専門家派遣が行われるサービスであり、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）の研究事業として実施。

IV. 各分野別施策について

Ⅲの重点プロジェクトに掲げる施策のほか、国際協力の推進、国内検査・研究体制の整備、感染症対策に係る人的基盤の充実、国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化の分野ごとに、基本方針に基づく以下に掲げる各種施策の着実な推進を図る。

また、今般、中南米で感染拡大しているジカウイルス感染症について、関係省庁対策会議等を通じて、今般の状況に応じた適切な対策を関係省庁が連携して迅速に講じていくこととする。⁴⁴

1. 国際協力の推進

(1) 緊急対応のための国際機関等との協力強化

(1)-1 WHO の IHR⁴⁵の履行確保・強化、GOARN⁴⁶の基盤強化の支援

- WHO の国際保健規則 (IHR) の開発途上国による履行を支援することは、将来の公衆衛生危機の発生が流行に転じることを防止する観点から必要不可欠であるため、我が国として、引き続き、WHO 等への支援の推進を通じて、IHR の開発途上国による履行確保・強化を促す。【外務省、厚生労働省】
- GOARN について、感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHO における「感染症対策事業」への支援の推進を通じて、平時から、その派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制を強化する。【厚生労働省】

(1)-2 国際通貨基金 (IMF) による大規模災害抑止・救済基金への対応

- 国際通貨基金 (IMF) は、災害発生から 2 年以内に返済期限を迎える当該加盟国の IMF に対する債務の支払いに充てるため、IMF 「大規模災害防止・救済基金」 (CCR 基金 : The Catastrophe Containment and Relief (CCR) Trust)⁴⁷ を通じて即時に無償資金を提供しており、我が国として、当該基金の取組に対する貢献を行う。【財務省】

⁴⁴ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年 2 月 5 日政令第 41 号）により、ジカウイルス感染症は、感染症法上の四類感染症及び検疫法上の検疫感染症に位置づけ、対策を強化した。

⁴⁵ 國際保健規則 (International Health Regulations (IHR)) : 世界保健機関 (WHO) 憲章第 21 条に基づく国際規則。加盟国 (2016 年 1 月現在 194 か国) に対して、感染症の事象の発見、評価、通報する能力の構築・維持等の履行等を規定している。

⁴⁶ Global Outbreak Alert and Response Network(GOARN) : WHO を中心とした感染症対策の国際的な枠組みであるグローバル感染症警報・対応ネットワーク。感染者等の情報収集、重要情報の発信、発生国における早期対応の技術的支援等を目的として運用されており、我が国では国立感染症研究所が参加している。

⁴⁷ パンデミックが発生し、重大な経済の停滞がある加盟国に対して、当該加盟国のマクロ経済の悪化を緩和することを目的とするもの。

(1)-3 UNDP、UNICEF、UNFPA 等実施機関との協力及び政策対話

- 国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）及び国連人口基金（UNFPA）について、それぞれ日・UNDP 戰略対話、日・UNICEF 政策協議及び日・UNFPA 政策協議等の機会を捉え、保健分野における今後の連携協力を強化するための情報収集や意見交換を行う。【外務省】

(2) 開発途上国における感染症の拡大防止及び予防のための保健システムの強化

(2)-1 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進

- 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力をを行うことも重要であることから、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー（疾患別の取組を行う国際機関を含む。）や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】
- 各国における保健システム強化策の実施段階に応じた分野ごとの専門家を派遣しての直接支援や人材育成を図るとともに、日本の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】
- グローバルファンドをはじめとした国際機関等や他のドナーとの連携を通じ、開発途上国の保健システム強化を推進する。【外務省、厚生労働省】
- 世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）⁴⁸の枠組みを通じたものを含め IHR の履行に資する支援を行う。また、これまで我が国が支援してきた野口記念医学研究所⁴⁹の体制の整備及び人材の育成等を通じ、開発途上国における IHR の徹底を支援する。【外務省、厚生労働省】
- 日本政府と世界銀行との UHC 共同研究⁵⁰の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託

⁴⁸ 世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda (GHSA)）とは、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的として、WHO の既存の公衆衛生危機に関する枠組み（IHR：国際保健規則）を各国と WHO、FAO（国連食糧農業機関）及び OIE（国際獣疫事務局）等国際機関とも連携して強化する新しい取組。米国が主導して 2014 年 2 月に立ち上げられた多国間の枠組み。我が国は、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、ケニア、ガーナ、セネガル、ザンビアの 7 か国を、当面の支援対象国として選定している。

⁴⁹ 野口記念医学研究所：ガーナにおいて黄熱病研究に従事して病に倒れた野口英世博士の名を冠し、日本の無償資金協力（総額 32.6 億円）により昭和 54 年に設立された（平成 12 年拡張）ガーナにおける医学研究の中心機関。我が国は、同研究所に対してこれまで 30 年以上にわたり技術協力をを行い、ガーナにおける医学研究分野における人材育成に貢献。

⁵⁰ 「日本政府と世界銀行による保健共同研究」：日本が 1961 年に国民皆保険を達成してから、2011 年に 50

基金を通じて、世界銀行による UHC に資する活動への支援を推進する。【財務省】

(2)-2 感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援

- 感染症発生時の緊急無償資金協力及び緊急援助物資の供与、国際機関への資金・物資の供与、専門家の派遣等人的支援により、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与・保健情報システム構築等を行い、感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及び保健システム強化により次の感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省】

2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備

(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備

- 国立感染症研究所において、BSL4 施設の厳格な管理体制を確立し、安全で開かれた透明性のある施設運営を図るために地元自治会、学識経験者、地元自治体・消防、保健所、国立感染症研究所、厚生労働省等から構成される連絡協議会を定期的に開催する等により、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4 施設における検査、治療、予防等に係る業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備する。【厚生労働省】

(2) 我が国における BSL4 施設の在り方の更なる検討

- 我が国における BSL4 施設の設置・整備については、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」による推進のほか、地域的なバランス等に配慮した更なる BSL4 施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】

3. 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実

「国際感染症等対応人材育成・派遣プロジェクト」による取組に加え、以下の感染症危機管理専門家養成プログラム等による人材の育成を推進する。

- 平成 27 年 4 月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年約 5 名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】

- 感染症の流行・集団発生時に迅速・的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実

周年を迎えたことを機に、日本の UHC に関する経験・知見を開発途上国と共有し、各国の UHC に向けた取組への適用可能性を検討することを目的として実施。研究対象国は、日本に加え、バングラデシュ、ブルガリア、エチオピア、フランス、ガーナ、インドネシア、ペルー、タイ、トルコ及びベトナムの 11 か国。

地疫学専門家を国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP-J）において継続的に育成する。【厚生労働省】

4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

（1）国内の感染症情報の国民への情報提供の推進

- 国内の感染症情報について、一類感染症等の感染が確認された場合の対応を含め、メディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用するなど、情報提供のツールを多様化させるとともに、メールマガジンの対象拡大を行う等により、多様なライフスタイルの国民に対応した効果的な提供を推進する。【厚生労働省】

（2）検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保

- 「感染症国内対処能力強化プロジェクト」における「国内関係機関の体制等の強化」に加え、以下により関係機関の対処能力の向上等を図る。
 - ① 検疫所において、関係機関と連携したエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練、検査に関する最新の知見・検査技術を習得する検査技術研修等を毎年度実施する。【厚生労働省】
 - ② 国立感染症研究所において、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）の国内症例が複数の自治体で発生した場合等に備え、実地疫学専門家養成コース（FETP-J）を活用し、積極的疫学調査（接触者調査を含む）が適切に実施できるようとする。【厚生労働省】
 - ③ 地方自治体及び感染症指定医療機関等において、関係機関間で連携したエボラ出血熱等の患者の搬送訓練等感染症発生時等の対応訓練及び研修会等を継続的に実施する。【厚生労働省】
 - ④ 警察において、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】
 - ⑤ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底する。また、感染症患者の移送について、保健所等の体制が十分に整っていない地域における消防機関と保健所等との連携体制の構築に向けた取組を促進する。【消防庁】
 - ⑥ 國土交通省において、検疫所等が実施する訓練等に参加するとともに、エボラ出血熱の疑い事案も含め国際的に脅威となる感染症が発生した場合には、国民に対する情報提供、検査及び患者の搬送時の所管関係事業者との調整等、必要な協力を行うなど、感染症の発生状況に応じて適切に対応する。【國土交通省】

⑦ 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成28年度に行う。【環境省】

(3) ウィルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備

○ 「ウィルス性出血熱の行政対応の手引き」⁵¹等を作成し、医療関係団体等の協力も得て、行政機関(検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所)等におけるより迅速で適切な対応を促す。【厚生労働省】

(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底

○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで危険・広域・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】

○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在留邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】

○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】

(5) 在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化

○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

○ 医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国または我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平素より、感染症に対応可

⁵¹ 「ウィルス性出血熱への行政対応の手引き」とは、国際的に脅威となる感染症が発生する可能性を見据えて、これらの感染症の発生予防及びまん延防止のための対策を強化するための行政対応の手引き。エボラ出血熱をはじめとするウィルス性出血熱(クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ラッサ熱、マールブルグ熱及びエボラ出血熱)について、行政の対応体制や患者の移送、検体の採取と輸送、医療体制(医療機関における治療指針)、積極的疫学調査、消毒方法、広報・情報提供の実施手順等を記載している。

能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用の検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】

V. 本基本計画に基づく施策の推進について

本基本計画に基づく施策について、推進チームにおいて、毎年度、進捗状況のフォローアップを行い、必要に応じて閣僚会議に報告するとともに、その結果を踏まえて基本計画の改定等必要な措置を講ずることとする。

以上

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」工程表

本計画は、5つの重点プロジェクト（施策群）及び67の各分野別施策の取組ごとに、平成27年度から平成32年度までの各年度の具体的な取組及び成果目標を掲げたものである。なお、取組ごとの成果目標のほか、国連開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」における「エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病を制圧すること」及び「乳幼児の予防可能な死亡を根絶すること」を2030年度までに達成することに向けて本計画の取組を推進する。

<重点プロジェクト（施策群）>								
1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト								
施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(1) グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献	内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省	グローバル・ヘルス・ガバナンス(GHG)の新たな枠組について、G7保健専門家会合等で我が国の考え方の提示	GHG の在り方にに関する基本的な考え方について、G7議長国として、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導	・GHGへの引き続きの貢献 ・感染症危機時におけるGHGの枠組みの下での緊急対応支援の実施				○グローバル・ヘルス・ガバナンスの改善された枠組みの構築

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(2) WHO の緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献	内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省	相互補完的な CFE 及び PEF の構築に向けた WHO と世銀間の調整が円滑に進むよう、両機関における検討に日本として寄与						○WHO の緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築及びそれへの取組への寄与
		CFE に対する支援により、WHO の緊急対応強化の取組に積極的に貢献するとともに、PEF に対しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。	CFE への支援					
(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットホーム（仮称）の設置	内閣官房、外務省、厚生労働省	官民連携プラットホームの設置	・途上国の保健ニーズ等の情報収集・分析 ・治療薬等の提供可能性や効果的な提供方法、関係機関の連携の在り方等に関する検討・調整 ・検討・調整を行った案件について、関係機関による実施					○開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン・防護服等の資機材効果的な提供、治療薬等のデリバリーシステムの整備

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等	内閣官房、外務省、厚生労働省			診断から治療までの一連の製品・技術等のパッケージ化による海外展開の促進				○開発途上国に対する医薬品の円滑な供給体制を整備 ○緊急時の開発の促進体制の整備
				アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンターによる、アジア規制当局への我が国の知見・我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報の提供				
				緊急に医薬品の開発が必要となった場合の「開発促進チーム」による支援が速やかに進められる体制の準備及びその緊急時のチームによる支援の実施				
(5) 国際機関との協力強化による開発途上国の感染症対策の充実								○途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現、保健システムの強化
(5)-1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援	外務省							○5価ワクチン、黄熱病、麻しん等のワクチン及び新型ワクチンの普及、予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化 · Gavi の活動による救済者数 710万人(26年) →1200万人以上(32年まで)
(5)-2 Gavi ワクチンアライアンスによる予防接種活動等への支援	外務省			グローバルファンドの支援を通じた三大感染症対策及び保健システム強化の推進				
				予防接種プログラム等に対する支援の推進				

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(5)-3 グローバルヘルス技術新興基金（GHIT Fund）等を通じた新薬開発等の促進	外務省、文部科学省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○開発途上国向けのNTDs、結核、マラリア等の医薬品を研究開発 ・開発途上国向け医薬品の非臨床試験・治験の実施・完了件数 29年度までに20件
								<p>GHIT Fundへの支援を通じた官民連携の促進によるNTDs等の治療薬等の研究開発の推進</p> <p>AMEDが研究管理する「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」による治療薬等の開発等に資する国際共同研究の推進</p>
(5)-4 クラウドファンディングの活用等による国民的支援の推進	内閣官房、外務省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドファンディングの支援・推進
								<p>クラウドファンディング立ち上げのための制度設計の支援</p>
(5)-5 薬剤耐性(AMR)グローバル・アクション・プラン達成に向けたAMR対策支援の推進	外務省、文部科学省、厚生労働省 農林水産省							<ul style="list-style-type: none"> ○薬剤耐性(AMR)に関する国際協力の推進 ・別途アクションプランにおいて定める
								<p>「アクションプラン」の策定</p> <p>薬剤耐性に関するアジア太平洋閣僚会合の開催(4月)</p> <p>薬剤耐性に係るサーベイランス、感染予防・管理等に関する国際協力の推進</p>

2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト

(1)「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等	内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の確保 ・「国際感染症対応等人材登録システム」登録者数 32年度までに500人
								<p>人材の育成強化・情報集約に係る体制整備</p> <p>感染症対策チームへの登録に加え、国際機関に派遣できる人材の登録を推進</p>

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(2)国際感染症等対応人材の育成	内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省、防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる適性の明確化 ・分野横断的な視点を含めた人材育成プログラムの整備 		人材プログラムによる研修の実施				○「国際感染症等対応人材登録システム」に登録する、臨床、疫学、検査・診断、ロジスティクス、マネジメント、国際保健政策等の分野ごとの人材育成
		海外の国際派遣機関や研究開発拠点を活用した実務研修の検討		実務研修の実施				
		感染症対策チームにおける課題検討と研修の実施 (導入研修の第1回目を平成27年第4四半期、機能別研修を平成28年度第2四半期に実施)						
		自衛隊医官等の研修拡充の検討		拡充した研修の実施・改善				
		研修修了後の継続的な技能維持の方策の検討		継続的な技能維持の方策の改善				
		大学における感染症に関する人材育成の推進						
(3)国際感染症等対応人材の派遣	内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策チーム派遣体制整備 ・派遣の際の携行資機材の導入 ・国際緊急援助隊・感染症対策チーム参加隊員が感染症に罹患した場合の安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間の契約の締結を目指す 		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策チーム派遣体制の維持 ・携行資機材の保管、維持・管理、見直し 				○感染症対策チームの枠組みによる、感染症の発生・拡大時に速やかに派遣できる体制の維持
		厚生労働省等における育成強化・情報集約の仕組みの検討		厚生労働省等における育成強化・情報集約の実施				○国際機関への人材の派遣の推進

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(4)国際感染症等対応人材のキャリアパス支援	外務省、文部科学省、厚生労働省	マッチングの具体的な支援方策の検討		マッチングによる支援の実施				○国際感染症等対応人材と国内の関係機関とのマッチングを図ることによるキャリアパス確保

3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト								
(1)BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進	厚生労働省	国立感染症研究所 BSL4施設の検査機能の強化						○一類感染症等に係る全国的な検査体制を強化・整備 ・ネットワーク数0(27年度)→7(32年度)
(2)海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化	外務省、厚生労働省	公的検査機関の体制整備の検討	公的検査機関の拠点整備・ネットワーク構築					○海外における感染症情報収集の強化、適切なリスクコミュニケーションの体制整備 ・各種研修を施した10名程度の医務官が、各地で発生する緊急事態に対応できる体制を整備
(3)感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実	内閣官房、外務省、厚生労働省	一元的に集約・管理する体制の整備	情報の迅速かつ的確に分析・評価する体制の整備	研修新設	在在外公館医務官の研修実施	外務省・厚生労働省・国立感染症研究所の連携強化	健康安全講話に係る感染症専門医派遣の実施	○エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、迅速かつ円滑に専門的な相談が可能な体制を整備

4. 感染症研究体制推進プロジェクト

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(1)感染症研究拠点の形成	内閣官房、文部科学省、厚生労働省							○BSL4施設を中心とした感染症研究拠点を形成
		BSL4施設を中心とした感染症研究拠点形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援等の実施	協議会設置	BSL4施設の具体的な活用方策、機能及び運営方法等の在り方等支援方策等の検討・調整・推進	国立感染症研究所における試験検査等の機能強化			
(2)危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進	内閣官房、文部科学省、厚生労働省							○感染症の研究開発の成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげることで、感染症対策を強化
		「医療分野研究開発推進計画」に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発をはじめ、感染症の研究開発を日本医療研究開発機構（AMED）による研究支援の下で着実に推進						

5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト

(1)薬剤耐性（AMR）対策の推進	内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省	・検討・調整会議の設置 ・アクションプランの策定	アクションプランに基づく施策を実施 ・施策の実行状況や有効性の評価を行い、必要に応じて施策を改善 ・アクションプランの見直しに向け、薬剤耐性に関する現状把握、課題の抽出等	○薬剤耐性（AMR）対策の強化 ・別途アクションプランにおいて定める
		国立感染症研究所において、薬剤耐性菌等による院内感染症に関するサーベイランス（JANIS）や病原体解析の体制強化、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）等と連携した、包括的な感染症制御機能に係る体制の構築		

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(2)国内関係機関の体制等の強化								
(2)-1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化	厚生労働省		検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所において、設備、機器等を計画的に整備					○検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化
			検疫所において必要な人的体制を整備					
(2)-2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化	厚生労働省			感染症指定医療機関の運営に対する補助				○感染症指定医療機関の体制・機能の強化
				未整備の県に対する整備の要請、補助の実施				
				特定感染症指定医療機関の体制整備				○第一種指定医療機関を全都道府県に整備 ・整備都道府県数 41(27年度)→ 47(32年度)
		国立国際医療研究センターにおける AMR 対策推進のための体制整備			AMR 対策の推進			○薬剤耐性(AMR)に関する国内対策強化 ・別途アクションプランにおいて定める
		国立国際医療研究センターにおける国内流行時に専門家を派遣できる体制を整備			国内流行時の専門家の速やかな派遣			
(2)-3 自衛隊における感染症対応能力向上のための態勢の整備	防衛省	防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早急に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指し、態勢を整備						○自衛隊における感染症対応能力向上のための態勢の整備 ・防衛省設置病院の第一種感染症指定医療機関指定受け数 30年度までに 2病院
		その他防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において、感染症事案に対応するための態勢の充実						

＜各分野別施策＞								
1. 国際協力の推進								
施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(1)緊急対応のための国際機関等との協力強化								
(1)-1 WHOのIHRの履行確保・強化	外務省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○ IHR の開発途上国による履行確保・強化 ○ 感染症危機の発生の際に適切な専門家派遣を円滑に行えるよう体制強化
		WHOへの支援の推進を通じた国際保健規則（IHR）の履行確保・強化のための支援						
(1)-1 GOARNの基盤強化の支援	厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害抑止・救済基金の取組を支援
		WHOへの支援の推進を通じた GOARN の基盤強化に資する派遣前トレーニングの実施体制・連絡体制の強化						
(1)-2 國際通貨基金（IMF）による大規模災害抑止・救済基金への対応	財務省							<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の蔓延による国際的な緊急事態を防止する体制の確立 ○ 保健分野における連携協力を強化
		CCR 基金による取組への貢献を通じて、パンデミックが発生し、重大な経済の停滞が生じた IMF 加盟国に対し即時にグラント資金を提供することで、当該加盟国のマクロ経済悪化による感染症対策への財政対応能力の低下を抑制						
(1)-3 UNDP、UNICEF、UNFPA 等実施機関との協力及び政策対話	外務省							
		日 UNDP 戰略対話・日 UNICEF 政策協議・日 UNPFA 政策協議を可能な限り年1回のペースで実施						

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(2) 開発途上国における感染症拡大防止及び予防のための保健システムの強化								
(2)-1 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進	外務省、財務省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○保健システム強化及びUHCの推進 ○アフリカ等の低所得国・地域への保健システム設計や保健人材の育成等を推進 · GHSAの枠組みを通じたものも含む IHR履行支援国数 7か国
(2)-2 感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援	外務省、厚生労働省							<ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生時における人材育成・医療品供与・保健情報システム推進

2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備

(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備	厚生労働省	連絡協議会の開催等による積極的情報開示・地域とのコミュニケーションの推進	○国立感染症研究所のBSL4施設における安全かつ安定的な状況の整備
(2) 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討	内閣官房、文部科学省、厚生労働省	更なるBSL4施設の整備の必要性等の検討	○BSL4施設の適切な設置・整備

3. 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実									
施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標	
感染症危機管理専門家養成プログラム等による人材の育成の推進	厚生労働省			<ul style="list-style-type: none"> ・ IDES 養成プログラムの創設と研修の実施 ・ IEDS 養成プログラムによる人材育成の推進と人材登録 		<ul style="list-style-type: none"> ・ IDES 養成プログラム修了者を、感染症危機管理専門家として登録 ・ JICA の感染症対策チームに順次登録 		<ul style="list-style-type: none"> ・ FETP-J による人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を育成 ・ 感染症危機管理専門家養成プログラムからの JICA の国際緊急援助隊への登録者数 32 年度までに 20 人 ○ 実地疫学専門家を育成 ・ 実地疫学専門家養成コースの終了者数 64 人（27 年度）→ 100 人（32 年度）

4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化							
(1)国内の感染症情報の国民への情報提供の推進	厚生労働省	S N S 等の新たな媒体の活用、メールマガジンのニーズ調査等を定期的に実施、対象拡大					○ 国内の感染症情報を適切に提供
(2)検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保	警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、環境省	検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所、感染症指定医療機関において、訓練・研修を実施					<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関において、必要な対処能力を保持 ・ 各機関における訓練の実施数 1 回以上（26 年度）→ より充実した訓練を年 1 回以上（32 年度） ・ 感染性廃棄物の不法投棄又は不適正処理残存件数 0 件（26 年度）→ 0 件（32 年度）
		国立感染症研究所において実地疫学専門家養成コース（FETP-J）を活用し、積極的疫学調査を適切に実施					
		警察庁、消防庁、国土交通省において、訓練、基本的対応の周知徹底等					
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物処理マニュアルの改訂に向けた調査・検討、改訂の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新マニュアルの周知 ・ マニュアルの更なる見直しに向けた調査・検討 				

施策	担当省庁	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	成果目標
(3) ウィルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備	厚生労働省	行政対応の手引き等の作成			研修等による周知			○国内でウィルス性出血熱の患者が発生した場合における行政機関等の迅速で適切な対応の確保
(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底	外務省、厚労省			感染症危険情報の適時適切な発出				○在外邦人に対する感染症情報の適時適切な提供
(5) 在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化	内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省	在外邦人感染時等、緊急事態への医務官活用を検討	緊急事態への医務官活用を試験的に実施		緊急事態への医務官活用を本格的に実施			<ul style="list-style-type: none"> ○在外公館医務官による支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修を施した10名程度の医務官が、各地で発生する緊急事態に対応できる体制を整備 ○継続して体制を維持し、いずれかの手段で緊急搬送を実施するなど、在外邦人の安全を確保 <p>＜緊急搬送体制の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館を通じて、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるよう、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集・協力関係の構築 ・関係省庁において、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用に関し、感染症の養生要領等（対象となる感染症、機内における医療活動や感染防護措置等）について検討・準備の上、連携して検証